日 調 連 発 第 2 号
平成２４年４月３日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

職務上請求書の不正使用事案の発生について（通知）

この度、法務省民事局民事第二課長から、当職あて職務上請求書の不正使用事案の発生について、別添（平成 24 年 3 月 28 日付け法務省民二第 822 号）のとおり通知がありました。

職務上請求は、特定の専門資格者に対し、その信頼のもとに例外的に認められたものであり、同請求書が不正に使用された場合には、国民に極めて深刻かつ重大な事態を招くことにもなりかねず、そのことによって、職務上請求制度の存廃はもとより、土地家屋調査士制度そのものに対する国民の信頼を著しく損なうことになります。

つきましては、今一度、この種の事案が発生することのないよう細心の注意を払い、会員の同請求書の厳正かつ慎重な取扱いについて、更なる会員指導の徹底を図られるようお願いします。

法務省民二第８２２号
平成２４年３月２８日

日本土地家屋調査士会連合会会長　　竹 内　八十二　殿

法務省民事局民事第二課長　　江 原　健 志

職務上請求書の不正使用事案の発生について（通知）

今般，地方自治体から戸籍謄本等を不正に取得したとされる戸籍法等違反被疑事件において，司法書士に対する有罪判決がありました。この判決において，当該司法書士は，他の者と共謀の上，所属する司法書士会から取得した戸籍謄本及び住民票の写し等の職務上請求書（以下単に「職務上請求書」といいます。）を用いて，これを模して偽造したものに架空の事件又は事務に関して戸籍謄本及び住民票の写しが必要である旨を記載し，これを地方自治体に送付して請求し，もって偽りその他不正の手段により戸籍謄本及び住民票の写しの交付を受けたとされています。

戸籍等の個人情報については，厳格な管理が求められているところであって，戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１０条の２第３項及び第４項等の規定により一般の者に比して簡素化された特別な手続が認められている専門資格者は，職務上請求書の使用に当たっては，細心の注意を払わなければならず，専門資格者による職務上請求書の偽造や虚偽の目的での使用という事案が発生した場合には，職務上請求の手続のみならず，当該専門資格者制度自体に対する国民の信頼を著しく損なうことになります。

つきましては，貴会におかれましても，この機会に，この種の事案が発生することのないよう格段の御配意をお願いいたします。また，各土地家屋調査士会に対し，職務上請求書の使用等に係る職業倫理を再確認の上，改めて所属会員の指導を徹底し，職務上請求書の不正使用を抑止する方策を検討する等の取組を強化するよう御指導をお願いいたします。